

世田谷区子ども・青少年協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・青少年協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、区長が委嘱する。

(定足数及び議決の方法)

第6条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

世田谷区子ども・青少年協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区子ども・青少年協議会条例（昭和31年3月世田谷区条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、世田谷区子ども・青少年協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の内訳)

第2条 条例第2条に規定する協議会の委員の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 区民 8人以内
- (3) 区議会議員 4人
- (4) 関係行政機関の職員 5人以内

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第3条 協議会は、専門的事項を調査審議するため必要があると認めたときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の事務を掌理し、小委員会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 小委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 小委員会は、必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。